

足立区の相談支援体制と 障害者総合支援法等の改正 について

令和5年7月20日

足立区地域自立支援協議会精神医療部会

足立区障がい福祉センター
地域生活支援担当
和田 直子

I < 足立区の相談体制等 >

基幹相談支援センター & 地域生活支援拠点等

- 1 基幹相談支援センター等機能強化事業
- 2 23区の基幹相談支援センター等の実施状況
- 3 基幹相談支援センター(あしすと自立生活支援室)の役割のイメージ(現行)
- 4 基幹相談支援センター(あしすと自立生活支援室)の活動
- 5 地域生活支援拠点等の面的体制整備

基幹相談支援センター等機能強化事業

【根拠法令等】

(国)「地域生活支援事業実施要項」

【事業概要】

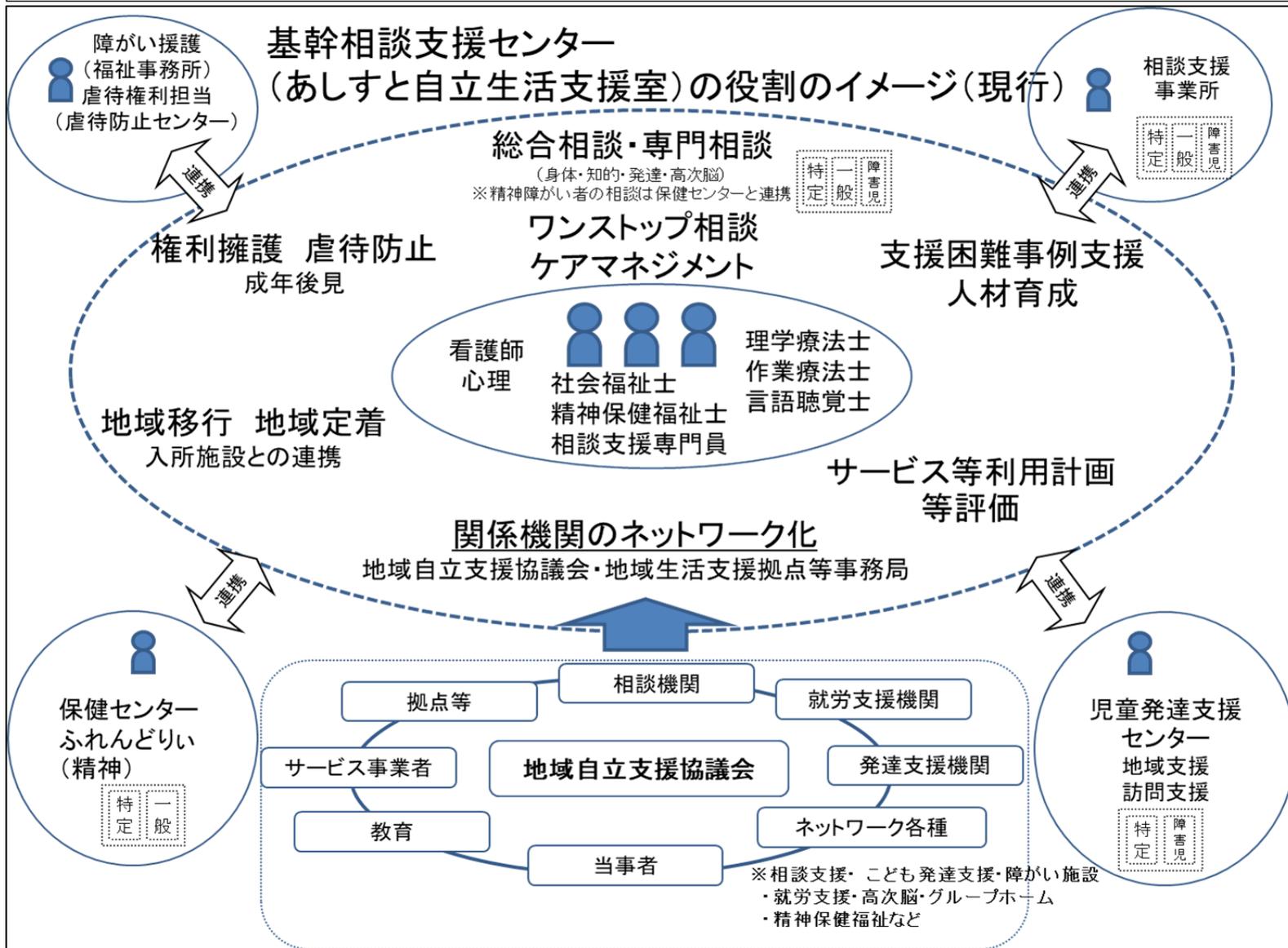
市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置することや、

基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。

※ 「区市町村における令和4年度障害者福祉施策の概要(令和5年1月東京都)より

	実施方法			実施場所	職種（主な所持資格）				
	直営	委託	補助		計	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	その他
				(○) 基幹相談支援センター					
千代田区		○		○千代田区立障害者福祉センター（えみふる）	9	3	4		2
		○		○千代田区障害者よろず相談MOFCA（モフカ）	10	3	1		6
中央区		○		○中央区立福祉センター	5	2	1		2
港区	○			○港区障害者基幹相談支援センター	8	3	3	1	1
新宿区	○			○新宿区基幹相談支援センター（新宿区役所内）	19	8	5	2	4
文京区		○		文京区障害者基幹相談支援センター	11	4	6		1
台東区	○			○松が谷福祉会館 障害者自立支援センター	7	3			4
		○		○台東区精神障害者地域生活支援センター あさがお	9		9		
墨田区		○		墨田区精神障害者地域生活支援センター友の家	5		3		2
江東区	○			江東区障害福祉部障害者支援課	2			2	
品川区	○			○品川区福祉部障害者支援課	7	3	2		2
目黒区		○		○目黒区基幹相談支援センター（こぶしえん 内）	3	1			2
大田区		○		○大田区立障がい者総合サポートセンター	10	3	3	1	3
世田谷区		○		○東京リハビリテーションセンター世田谷	5	3	1		1
渋谷区		○		○渋谷区障がい者基幹相談支援センター	6	4		1	1
中野区	○			中野区障害福祉課（中野区役所1階）	11	2	2	2	5
杉並区	○			○杉並区基幹相談支援センター	8	3	1	2	2
豊島区	○			○豊島区立心身障害者福祉センター	4	1			3
北区		○		○北区障害者基幹相談支援センター	7	2	3		2
荒川区	○			荒川区立心身障害者福祉センター	7	1			6
板橋区		○		○板橋区立障がい者福祉センター	13	2	2		9
練馬区		○		○練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターきらら	25	6	7	1	11
		○		○練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ	11	2	1		8
		○		○練馬区立石神井障害者地域生活支援センターういんぐ	13	5	4		4
		○		○練馬区立大島障害者地域生活支援センターさくら	18	4	1		12
足立区	○			○足立区障がい福祉センター自立生活支援室	5	3			2
		○		地域活動支援センター ふれんどりい	6		5		1
		○		立川市社会福祉協議会 地域活動支援センターさくら	6	4			2

<足立区における基幹相談支援センター>



足立区自立生活支援室 基幹相談支援センターの活動 令和4年度

(1) 相談支援事業所ネットワーク

足立区内の相談支援事業所相談支援専門員
2ヵ月に1回程度、
計画相談に関する情報提供・情報共有・スキルアップ
につながる研修など

“コアメンバー”
主任相談支援専門員等



(2) 区内事業所訪問

(3) 相談支援事業所支援

(4) 相談支援従事者研修地域実習

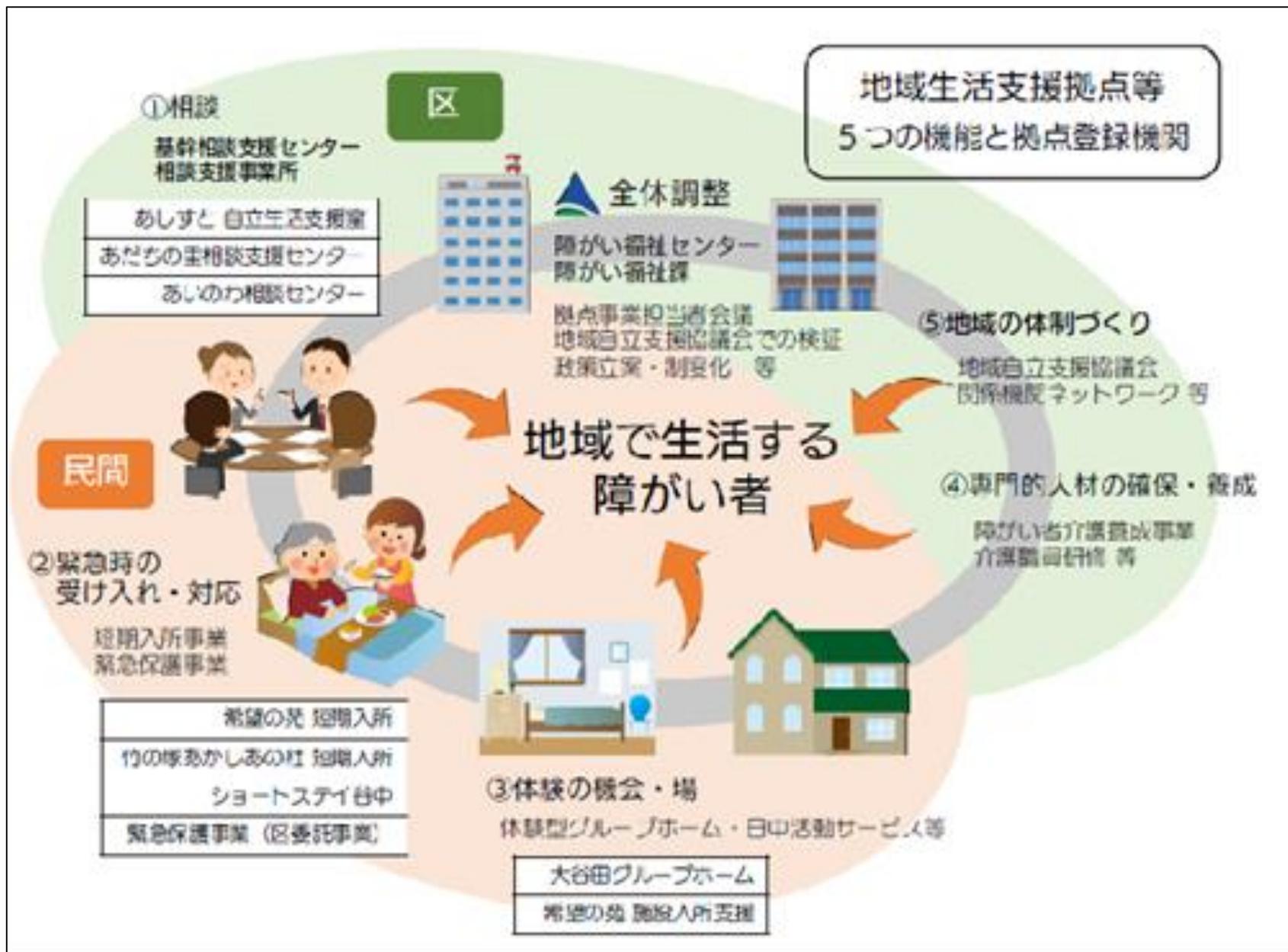
(5) 基幹相談支援事業所連絡会

地域生活支援拠点等

障がい者が地域で安心して生活するために
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見
据え、障がい者の生活を地域全体で支えるた
め、居住支援のためのサービス提供体制を、地
域の実情に応じて整備

※ 足立区は、令和3年3月に整備し
「面的整備」として事業を開始

足立区における地域生活支援拠点等の体系図



面的整備型の機能分担

拠点等に 必要な機能	事業所など		役割
① 相談	* 障がい福祉センター自立生活支援室	基幹相談支援センター	緊急時の支援が見込めない世帯ご本人や家族等に、必要なサービスや調整を行う
	* あだちの里相談支援センター(知的) * あいのわ相談センター(身体)	相談支援事業所	
② 緊急時の受け入れ・対応	あだちの里(知的) あいのわ福祉会(身体)	緊急保護事業【区委託事業】	介護者の急病や障がい者の状況変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡などを行う
	* 希望の苑(知的) * 竹の塚あかしの杜なごみ・ショートステイ谷中(身体)	短期入所	
③ 体験の機会	* 大谷田グループホーム(知的)	体験型グループホーム【区委託事業】	共同生活援助等の障がい福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会の場を提供
	区内指定障害福祉サービス事業所	日中活動サービス	
④ 専門的人材の確保・養成	障がい福祉センター生活体験室	障がい者介護養成講座	多様な障がいに対し専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う
	社会福祉協議会	介護職員研修【区委託事業】	
⑤ 地域の体制づくり	事務局:障がい福祉センター	地域自立支援協議会	多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築
	事務局:障がい福祉センター等	関係機関ネットワーク会議	
	* 登録事業所		

Ⅱ <法改正の全体像>

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要
- 2 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）
- 3 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

1

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

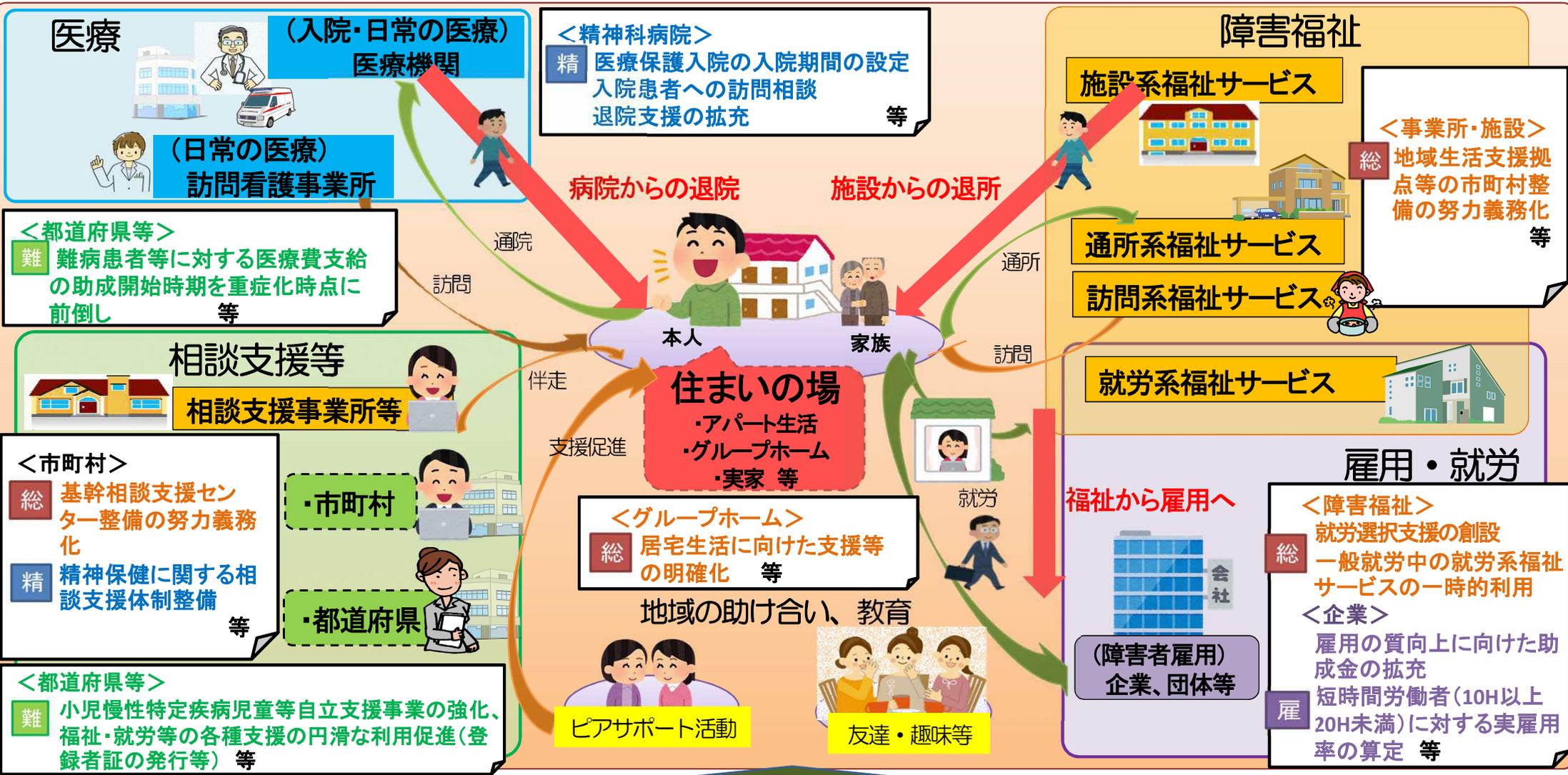
- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



<都道府県等> 難 難病患者等に対する医療費支給の助成開始時期を重症化時点に前倒し 等

相談支援等 相談支援事業所等

<市町村> 総 基幹相談支援センター整備の努力義務化
精 精神保健に関する相談支援体制整備 等

・市町村

・都道府県

<都道府県等> 難 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化、福祉・就労等の各種支援の円滑な利用促進(登録者証の発行等) 等

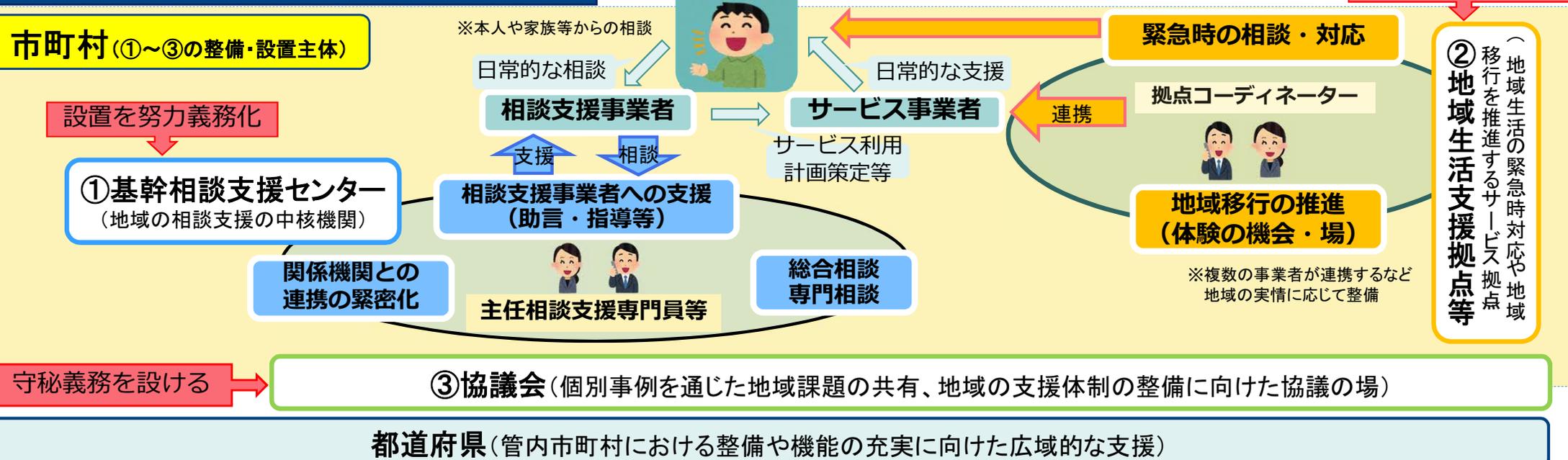
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



- ＜基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等＞
- 4 改正後の基幹相談支援センターに求められる役割
 - 5 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像
 - 6 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成
 - 7 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実

基幹相談支援センターに関する改正内容 (障害者総合支援法77条の2関係)

令和6年4月1日施行

- ① **基幹相談支援センターの役割 (事業及び業務) として地域の相談支援の強化の取組と地域づくりを追加し、明確化。** ※従来は個別相談を総合的に行う施設と規定
- ② **基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務化。** ※従来はできる規定
- ③ **基幹相談支援センターの設置促進や適切な運営の確保のための都道府県の役割 (広域的見地からの助言等) を規定** ※新設

基幹相談支援センターの役割 (障害者総合支援法77条の2第1項)

- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。 ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- 個別支援 (特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- ③④が主要な「中核的な役割」



上記の事業や業務を担い、すなわち地域の中核的な役割を担うことができる障害福祉分野における経験や技術、知識を有する職員を配置することが望まれる。【主任相談支援専門員が核】

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

令和6年4月1日施行

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(*) にとっては「**個から地域へ**」の取組が重要。(第2項改正)

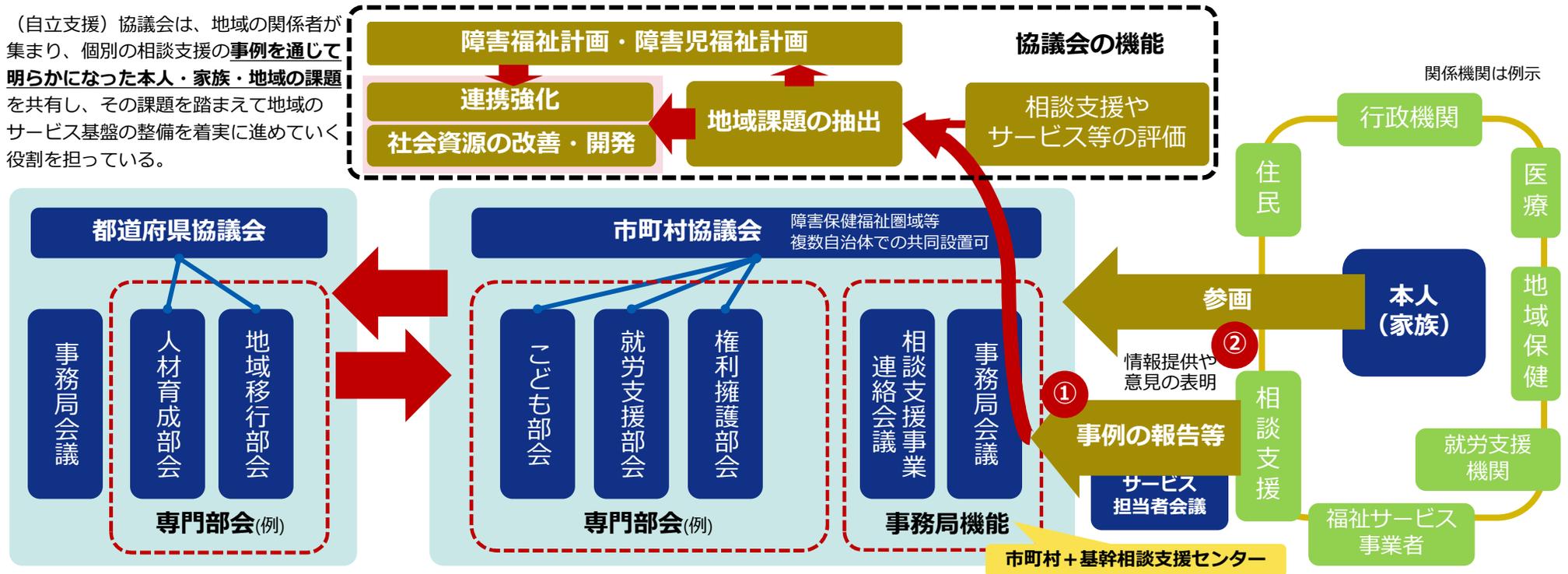
「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への**適切な支援に関する情報**及び支援体制に関する課題についての**情報**を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

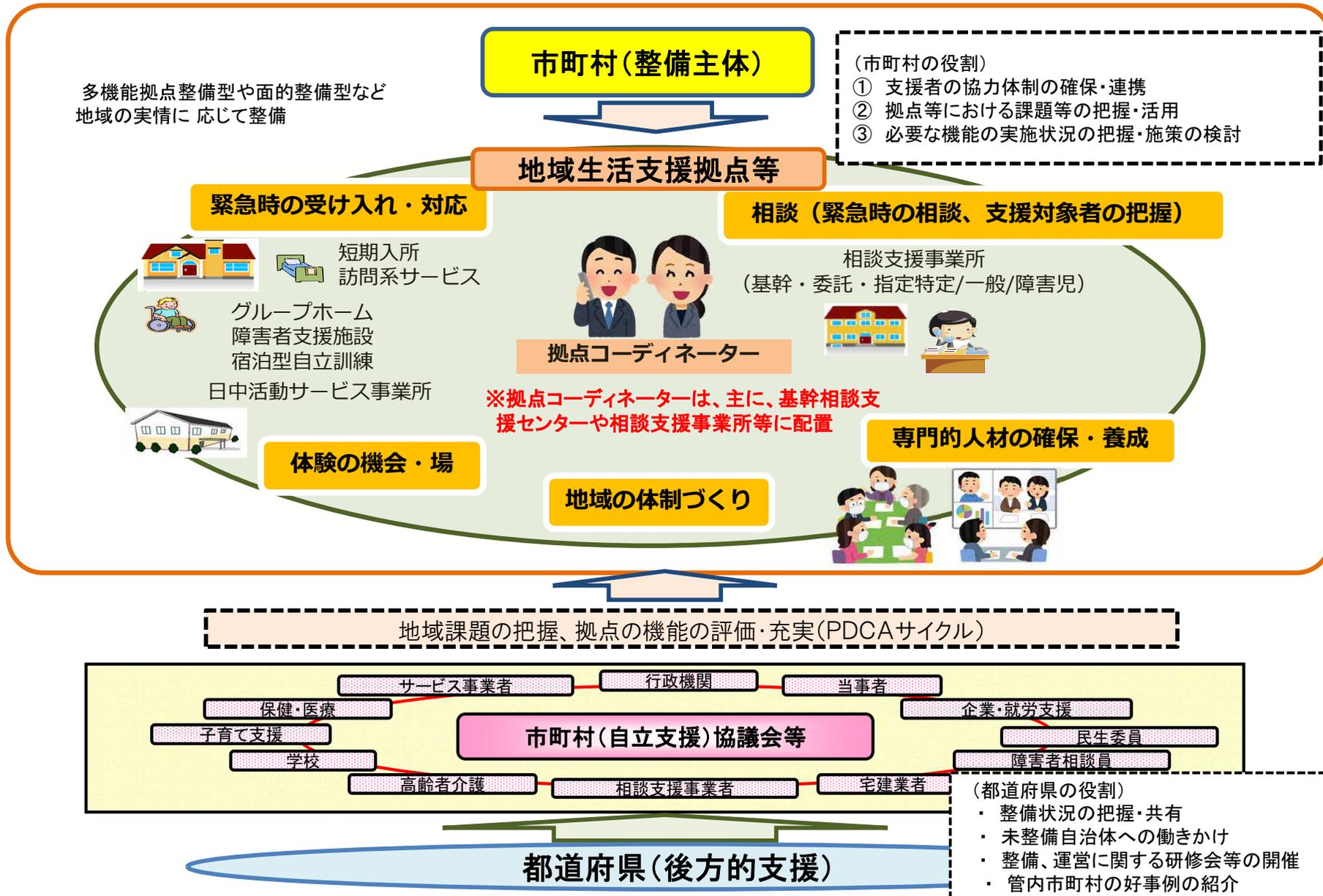
(*) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性)

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置の促進や、スキルアップや養成に向けた方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



< 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」 >

< 精神保健に係る相談支援体制 >

- 8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ)
- 9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業・構築事業
- 10 精神保健に関する相談支援に係る都道府県と市町村の役割
- 11 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム